

議案第 67 号

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和元年 9 月 10 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例の一部を改正する条例

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成 27 年清水町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。